

# 第1回利尻町総合計画審議会会議 会議録

日時・会場： 平成30年5月18日（金） 18:30～20:10 ・ 利尻町役場2階大会議室

出席者： 【委員】

中村紘委員、酒井税委員、牧野勇治委員、富樫昇委員、山本榮治委員、  
柴田諭委員、七尾啓二委員、中川原潔委員、永井由美子委員、浜田健一委員、  
津田和子委員、小坂谷努委員、難波克子委員、高橋哲也委員、田村一委員、  
吉安高嶺委員、小坂善一委員、西垣知恵美委員

【理事者】

保野町長、佐々木副町長、小杉教育長

【策定委員会】

小玉課長、張間支所長、宮道課長、佐藤弘室長

【事務局（まちづくり政策課企画振興係）】

長内係長、大久保地域おこし企業人

欠席者： 【委員】

石垣純一委員、白取記夫委員

次回の会議： 平成30年08月下旬予定

---

## I. 次第

※委嘱状の交付

1. 開会
2. 町長挨拶（保野町長）
3. 委員の紹介
4. 議事
  - (1) 会長及び副会長の選任について
  - (2) 次期利尻町総合計画の策定方針について
  - (3) 利尻町総合計画審議会条例について
  - (4) 今後のスケジュールについて
  - (5) その他
5. 閉会

## II. 会議録

※委嘱状の交付

宮道まちづくり政策課長（事務局）：皆様こんばんは。お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員就任依頼に際しましては、ご理解、ご了承をいただき、重ねてお礼申し上げます。

会議に先立ちまして、利尻町総合計画審議会委員にご就任いただく皆様に、保野町長より委嘱状を交付させていただきます。

窓側の中村委員から順次お願いいたします。

※各委員のテーブルを回り、委嘱状を交付

宮道まちづくり政策課長（事務局）：ただ今、委嘱状を交付させていただきました委員の皆様には、今後の審議等よろしくお願いいたします。

### 1. 開会

宮道まちづくり政策課長（事務局）：それでは、これより第1回利尻町総合計画審議会会議を開催いたします。

### 2. 町長挨拶

宮道まちづくり政策課長（事務局）：はじめに、保野町長より挨拶があります。

保野町長：みなさま改めましておぼんでございます。第1回利尻町総合計画審議会の開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、第1回利尻町総合計画審議会の開催をご案内いたしましたところ、委員各位には日中のお仕事でお疲れのところ、夜分にも関わらず、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。委員みなさまには、このたびの委員委嘱にあたりまして快くご承認賜りましたことに、まずお礼を申し上げます。ありがとうございます。ご出席のみなさまには、日ごろから本町の町政の円滑な推進のために、格別のご高配をいただいておりますことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、本町ではこれまで10年を一区切りとしまして、町づくりの計画を策定し、基本的にはそれをよりどころとして町づくりに努めてまいりました。ただ、その時代、その時代の動きに対応しながら計画された事業の前後の出し入れ、変更も行いながら、事業を進めてきた事情もあります。現在の計画は、第5次利尻町振興総合計画として平成20年度に作成されまして、「資源蘇生の町づくりを目指す」を計画の表題にすえて、平成21年度を初年度としまして平成30年度まで、本年度であります。30年度末までの10カ年計画として事業推進が進められてきているところでございます。いよいよ本年度、現計画期間の最終年度迎えましたが、次期のまちづくりの計画を策定することとしまして、今後のまちづくりのための、町民アンケート調査や計画の策定委員会を組織するなど、昨年度からその準備を進めてきたところでございます。この後、担当から次期計画策定に向けての考え方、今後の進め方等、具体的なお説明をいたさせますが、今回の策定は、これまでの計画策定の手順と若干異なる進め方をしております。これまでは、町内のそれぞれの分野のみなさんに、例えば総務、福祉、教育部会とか産業建設部会と言う部会に最初から部会員としてなっていて、ご意見をいただくやり方で、進めてまいりましたが、今回は、その進め方を少し変えさせていただいております。その考え方については、私からのこのご挨拶の中では説明を控えさせていただきまして、後ほど担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお願いを申しあげます。いずれに致しましても、過疎化の進行の極めて大きい現状に少しでも歯止めをかけることを最大の政策としてこれまでも進めてまいりましたが、これから先も利尻町として進んでいくために、現実には現実として受けとめながら、国も改めて離島の存在を見直しまして、離島振興法はもちろん継続されておりますが、加えて特定有人国境離島法を制定致しまして、人が住み続ける島をささえているということから、この法律に基づく、各種支援施策を立ち上げてきています。すでに具体的に運賃の低廉化や雇用機会の拡充、滞在型観光の推進など地域社会の維持を図るための施策を実施し始めているところであります。こうしたことから離島振興のための取り巻く環境が好転してきた今だからこそ、ある程度の人口の減少はこれから本町も避けられない時代かも知れませんが、私たち自身が自分たちのふるさとの振興をさらに前に進めていくために、いろいろな施策を考えながら夢もあるまちづくりの計画を町民のみなさまと一緒に、作りあげてまいりたいと願っておりますのでよろしくお願いを申しあげまして、今日の第一回目の利尻町総合計画審議会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを申しあげます。

### 3. 委員の紹介

宮道まちづくり政策課長（事務局）：次に、改めて利尻町総合計画審議会委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきます。順不同になりますが、お配りいたしております名簿に沿ってご紹介させていただきます。ご了承下さい。

はじめに、学識経験者として、

自治会長、民生委員・児童委員などを歴任されております なかむら こう 中村 紘 様です。

本日都合により欠席しておりますが、教育委員、民生委員・児童委員などを歴任されております  
石垣 純一 様です。

次に、自治会の代表者として、

杓形地区自治会連合会会長 酒井 税 様です。

仙法志地区連合自治会会長 牧野 勇治 様です。

次に、町内の各種団体から推薦された委員の方として、

利尻町社会福祉協議会会長 富樫 昇 様です。

利尻町民生児童委員協議会副会長 山本 榮治 様です。

利尻町消防団団長 柴田 諭 様です。

本日都合により欠席しておりますが、利尻漁業協同組合仙法志地区運営委員長 白取 記夫 様  
です。

利尻漁業協同組合杓形地区運営委員長 七尾 啓二 様です。

利尻町商工会会長 中川原 潔 様です。

利尻町商工会女性部長 永井 由美子 様です。

利尻町観光協会副会長 浜田 健一 様です。

利尻町文化協会副会長 津田 和子 様です。

利尻町体育協会事務局長 小坂谷 努 様です。

利尻町女性団体協議会会長 難波 克子 様です。

利尻町活性化協議会代表 高橋 哲也 様です。

次に、公募による委員として、

田村 一 様です。

次に、地域振興や産業、女性活躍などの各分野で活躍されている方々の中から、町長が必要と認め、  
就任を依頼した委員として、

吉安 高嶺 様です。 小坂 善一 様です。 西垣 知恵美 様です。

以上、20名の方々が委員にご就任いただいております。委員の任期は、本日より本年10月末頃  
を予定しております答申の日までとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、役場関係ですが、

保野町長のほか、行政内部の管理職が中心となって組織しております利尻町総合計画策定委員会か  
ら、委員長の佐々木日出雄 副町長です。副委員長の小杉和樹 教育長です。委員の総務課長  
小玉喜衛です。同じく委員の仙法志支所長 張間静也です。

次に、後ほどご説明します「事務局体制」の中の選任スタッフの配置の一つとなるのですが、東京  
都のNPO法人離島経済新聞社から社員1名の派遣を受けておりますので、ご紹介いたします。

大久保昌宏さんです。

大久保さんは、離島経済新聞社の代表をされておりまして、利尻町とは本計画の策定作業以前より、  
教育、水産、地域振興など様々な分野で繋がりをもっていただいている方です。今回の総合計画の  
策定にあたっては、総務省の「地域おこし企業人交流推進事業」を活用し、昨年12月18日に町  
と離島経済新聞社の間で協定書を交わし、本年1月から、毎月15日程度本町で勤務をしていただ

いております。事務局としての役割もありますが、基本構想の素案策定作業においては、その知見やノウハウを活かして重要な役割を担っていただいております。既に、民意のヒアリングの際などで顔を合わせた方もいらっしゃると思いますが、次回以降の会議においても、日程が合えば出席していただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本審議会の事務局を担当します、まちづくり政策課から策定委員会委員のまちづくり政策課事業調整室長 佐藤弘人です。企画振興係長 長内さゆりです。

本日都合により欠席しておりますが、主事の木村嵐、それと私、策定委員会委員のまちづくり政策課長 宮道が事務局を担当させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に配布資料の確認と本日の日程について簡単に説明させていただきます。配付資料ですが、レジュメ（次第）、配付資料一覧、名簿、座席表、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、参考資料1、参考資料2、参考資料3の11種類になります。不足等はないでしょうか？大丈夫ですか？

資料がよろしいようでしたら、レジュメ（次第）をご覧ください。本日の議事は、「会長及び副会長の選任について」から「その他」まで5本を予定しております。

議事に入る前にお諮りいたします。本日第1回目の会議ということで、会長、副会長が選任されるまでの間、保野町長の議事進行を進めたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

全員：「異議なし」

宮道まちづくり政策課長（事務局）：ご異議がないようですので、保野町長に議事の進行をお願いいたします。

#### 4. 議事

保野町長（進行）：それでは、宮道課長から説明がありましたとおり、会長が決まるまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は18名であります。

本日の議事の3番目になりますが「利尻町総合計画審議会条例について」とありまして、後ほど説明があると思いますが、「利尻町総合計画審議会条例第6条第2項」において、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」と規定されておりますが、本日は出席された委員が過半数の11名を超えていますので、会議は成立したということになります。

##### （1）会長及び副会長の選任について

保野町長（進行）：それでは、これより議事の1番目「会長及び副会長の選任について」をお諮りいたします。会長及び副会長の選任については、「利尻町総合計画審議会条例第5条第1項及び第2項」において、会長及び副会長各1名を委員の互選により定めることになっております。

選出の方法は、投票と指名推薦の方法がありますが、どちらの方法がよろしいか、ご発言をいただきたいと思いますが。

小坂谷委員（挙手）：はい。

保野町長（進行）：小坂谷委員どうぞ。

小坂谷委員：指名推薦でお願いしたいと思います。

**保野町長（進行）**：ただいま小坂谷委員より、指名推薦による方法ということでご提案がありましたが、これにご異議ありませんでしょうか。

※「異議なし」との声多数あり。

**保野町長（進行）**：ご異議がないようですので、指名推薦の方法で決定いたします。指名の方法についてお諮りいたします。選考委員を出しての選出方法か、或いはこの場での指名推薦の方法かがありますが、どちらの方法がよろしいでしょうか。

**小坂谷委員（挙手）**：はい。

**保野町長（進行）**：小坂谷委員どうぞ。

**小坂谷委員**：この場での指名推薦でお願いします。

**保野町長（進行）**：ただいま小坂谷委員より、この場での指名推薦との発言がありましたので、この場での指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

**全員**：「異議なし」

**保野町長（進行）**：ご異議がないようですので、この場での指名推薦の方法で決定いたします。それでは、どなたかご指名をお願いいたします。

**吉安委員（挙手）**：はい。

**保野町長（進行）**：吉安委員どうぞ。

**吉安委員**：会長を沓形地区自治会連合会会長の酒井委員さん、副会長を商工会会長の中川原委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**保野町長（進行）**：ただいま吉安委員より、会長に酒井委員、副会長に中川原委員のご推薦がありましたが、これにご異議ありませんか。

※「異議なし」との声多数あり。

**保野町長（進行）**：ご異議がないようですので、会長に酒井委員さん、副会長に中川原委員さんが選任されました。酒井委員は、前の会長席のほうにおつきいただきたいと思います。それでは、ここで酒井委員に会長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

**酒井会長**：会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、不肖私が、皆様方のご推挙によりまして、会長の要職につくことになりました。私としては、町の総合計画を策定する作業に関わるのは、前々回の4次計画、前回の5次計画に引き続き、今回が3回目となります。この間およそ20年になりますが、地域の情勢はずいぶん様変わりをしており、特に人口の減少は地域全体に多大な影響を与えております。そのような中、今後の行政の指針となる次期総合計画の策定に関わるということは、未来の利尻町に対して、ある意味で大きな責任のあることではありますが、同時に、その一端を担えるということで、喜ばしい事でもあります。次期総合計画の策定に向けて、その審議を預かります本審議会の使命と責任は、非常に大きなものがあると思っております。

今後、審議会委員の皆様のご支援、ご鞭撻を賜り、審議会の円滑な運営に努め、職務をまっとうしてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどを、お願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

## ※拍手

**保野町長（進行）**：それでは、これより議事の進行は、酒井会長に引継ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

### （２）次期利尻町総合計画の策定方針について

**酒井会長**：それでは、引き続き議事を進行いたします。

「（２）次期利尻町総合計画の策定方針について」を議題といたします。本件について、事務局から内容の説明を求めます。

**宮道まちづくり政策課長（事務局）**：それでは、私から説明させていただきます。少し長くなりますので座って説明させていただきます。ご了承願います。

それでは、資料1として配付しております「次期総合計画の策定方針」をご覧ください。

本策定方針につきましては、昨年11月6日付け町長決済により決定していますので、本日は委員となられました皆様が今後の審議に臨むにあたって、策定に至る経緯なども含めて参考としていただければと考えております。

まず、1ページ目の「1. 計画策定の趣旨」から、最終的には「5. 策定スケジュール」まで、通して説明をしていきますので、少し長くなります。ご意見、質問等は、説明が終わった後でお願いしたいと思います。

では、「1. 計画策定の趣旨」ですけれども、計画策定の趣旨については、ここに列記してあります通り、本町は平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とする第5次利尻町総合振興計画を策定し、基本構想において資源創生による町づくりを目指して現在の計画を進めております。この間、社会、経済、環境などの様々な情勢は急速に変化して、とりわけ人口減少や、少子高齢化、町財政のひっ迫、地域間競争の激化などにより、本町を取り巻く状況は大変厳しいものになっております。そのような中で、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、現在も人口減少対策などの取り組みを進めている状況にあるということ。それから今般の地方創生の推進や、一億総活躍社会の実現に向けた状況の中で、現在の利尻町総合振興計画は平成30年度で終了を迎えるため、現計画の終了を見据えた町づくりの骨格となる夢と希望があふれる新たな総合計画を策定し、町民の皆様と行政とが目指すべき町の姿を共有しながら、未来に誇れる活気あふれる「ふる里」を築いていこうとするものです。ということで、計画策定の趣旨を記載しております。

次に「2. 現計画の現状と主な課題」についてですが、「（1）現状」ということで、本町の総合計画は、町政運営の指針として昭和49年に策定された「利尻町総合振興計画」（計画期間：S49年度～S53年度）をはじめ、昭和54年を初年度として策定された「利尻町新総合振興計画」（計画期間：S54年度～S63年度）、昭和61年度から計画の見直しを図り策定された「利尻町新総合振興後期3ヶ年計画」（計画期間：S61年度～S63年度）、平成10年度を展望した「第3次利尻町総合振興計画」（計画期間：H元年度～H10年度）、平成11年度からは『未来に誇れる町づくりをめざして』を基本目標とした「第4次利尻町総合振興計画」（計画期間：H11年度～H20年度）、更に平成21年度からは「資源蘇生によるまちづくり」をめざした現計画としての「第5次利尻町総合振興計画」（計画期間：H21年度～H30年度）が策定され、町勢発展を図ってまいりました。

現計画である「第5次利尻町総合振興計画」は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」（前期5ヶ年事業実施計画、後期5ヶ年事業実施計画）の3つの体系で構成しています。

「基本構想」は、本町の将来の姿及び行政・地域の運営方針を示し「基本施策」、「基本目標」を設定し、「基本計画」は「基本構想」を実現するために、部門別で基本的な施策・事業の方向性を示しており、議会の議決を経て決定したものです。

「実施計画」は、基本計画で定めた施策・事業の具体的内容を定め、平成 21 年度から平成 25 年度までの前期 5 ヶ年計画と、前期 5 ヶ年計画の進捗状況等を踏まえて見直しを行った後期 5 ヶ年計画となっております。

次に「(2) 主な課題」ですが、

①として、これまでの町の総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項において、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになりました。

②として、第 5 次利尻町総合振興計画における「基本計画」は、計画期間の 10 年間見直しを行っていないことから、社会、経済、環境などの様々な情勢の変化への柔軟な対応が図られていないことや、「実施計画」や町の役場の各部門が策定する各種計画との関連性が希薄になっている状況にあります。

③として、第 5 次利尻町総合振興計画における「基本計画」や「実施計画」に定めている取組みは、財政的裏付けが無く、その成果や目標などを数値化して設定していないため、計画に対する検証や評価が難しく、町民のニーズや財政状況等の変化に応じて行っている事務・事業の取組みについても、総合計画との関連性を持って検証や評価をすることが難しい状況にあります。町としても各部門、各課では相当数の事業等を展開しておりますけれども、総合計画との関連性について、特段関連を意識している状況にはないのではないかということも踏まえております。

これが「(2) 主な課題」として現計画の現状と主な課題として挙げている点です。

次に「3. 次期総合計画の構成と基本的な考え方」についてご説明します。

地方自治法の改正に伴って、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」を定める義務付けは廃止されておりますが、総合計画は、町の将来の姿及び行政・地域の運営方針を示すものであり、第 4 次利尻町総合振興計画では「未来に誇れる町づくり」、第 5 次利尻町総合振興計画では「資源蘇生によるまちづくり」を目標に掲げ、この 20 年間は進んでおります。総合計画は、町民のまちづくりの長期的な展望を示して、魅力あるまちの将来像を描くものであることから、法的な策定義務が無くなっても、町としては策定すべきものであるという考え方をここで示しています。

また、総合計画の根幹部分である「基本構想」については、町民の皆様と行政が共有して、町全体で取り組んでいくための構想であり、町民の皆様の意見を十分に踏まえ、町民の代表である議会の承認を得ることは、行政や一部の関係者によってのみ策定されたものではなく、町全体の創意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要な事であるとの考えを示しております。地方法自治法改正後も多くの自治体で「総合計画条例」、「議会の議決すべき事件に関する条例」、「自治基本条例」などにより、「基本構想」を議会の議決を経て定めることと規定している町は多いので、本町においても次期計画の策定に向け、新たに条例を定めて、これに基づき議会の議決を経て「基本構想」を策定する必要があるとの考えも示しています。参考資料 1 としてお配りいたしました「利尻町総合計画策定条例（平成 30 年条例第 2 号）」もこの考え方、方針に基づいて条例を制定いたしております。

前述したように、現計画の課題や地方自治法の改正などを踏まえ次期総合計画については、町民の皆様と行政が共に参画し、策定する「基本構想」と、基本構想の実現に向けて行政が主体となり策定する「実施計画」の 2 つの体系で構成することとしております。これまでの計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 つの計画体系で構成してはりましたが、「基本構想」と「実施計画」の 2 つの体系にすることにより、計画全体を簡潔にし、それぞれの役割や関連性を明確にすることで、町民の皆様と行政が共有できる、わかりやすい計画にします。

また、策定における過程については、先ほど町長も挨拶で申しましたが、従前の計画では審議会に計画全体の策定をゼロからお願いする形をとっており、「基本構想」「基本計画」「実施計画」について明確な区別の無い、策定と審議が混在した形でありました。それはそれで意味があることですが、多くの時間と人手を要する作業になり、本質的な議論がし難い形でもありますので、今回は、町民の皆様の意見を出来る限り汲み取った上で、基本構想の素案策定を行政内部の策定委員会において行い、その後、審議会及び議会での審議等を経るということで策定過程を明らかにするとともに、策定過程において行政、町民、審議会、議会の役割が明確になると考えております。なお、次期総合計画の名称については、従来、利尻町では「総合振興計画」という名前を付けて第5次まで進んでいることや、2019年には本町が開基120年の新たな時代を迎えることを踏まえ、次期総合計画の名称については、今後検討していくこととしております。従来の利尻町総合振興計画の名称を使い、第6次総合振興計画にするのか、新たな計画名をつけるかは、総合計画策定委員会のほうで検討していきますが、審議会への諮問事項になる場合もありますので、ご承知おきいただきたいと思っております。たかだか名前だということもあるのですが、今後の、未来を踏まえた計画ということを表すものでもあるので、このへんについても頭の中に入れていただければと思っております。

前段を踏まえて、「(1)基本構想」ですが、

- ①として、長期的な視点に立ち、町の目指すべき将来像と、その実現に必要なまちづくりの方向性や目標などを示します。
- ②として、町民の皆さんと行政が共有して、町全体で取り組んでいくための構想とするため、町民の皆さんの意見を十分に踏まえ、町議会の議決を経て決定します。
- ③として、目標年次は、2028年度とし、計画期間は10年とします。通常、基本構想については計画年度を定めるというより、目標年度を定めるとことが主流ですので、目標年次として2028年度としています。平成が31年4月30日までということも踏まえて、2028年度としていますので、その点についてはご承知おきください。

次に、「(2)実施計画」ですけれども

- ①として、「基本構想」で定めたまちづくりの基本的な方向性に基づき、優先的、重点的に進める取り組みを定め、町の抱える喫緊の課題を明確にしながら、町長の掲げる政策に対応した計画とします。
- ②として、計画期間は10年間とし、前期4年、中期3年、後期3年の3期としています。第5次利尻町総合振興計画では、前期5年、後期5年の2期という形でしたが、次期計画につきましては、社会情勢などの変化や町民の要望に柔軟に対応するため、3期を考えております。
- ③として、計画の策定にあたっては、将来の財政運営の見通しを踏まえ、関連する部門で策定している個別計画との整合性を図るとともに、可能な限り定量的な指標を設定し、策定後の検証や評価、計画の見直しを含めた適正な進行管理に努めることとしております。

3ページ下段の図にあるように、現在の総合振興計画については、基本構想、基本計画、実施計画というふうに3本の体系で構成されていますけれども、次期計画については、右の図にあるように基本構想と実施計画の2本の計画体系で策定を進めております。上段にある基本構想については、町民の参加、審議会、議会の議決を必要としており、下段の実施計画については、行政側で基本構想を踏まえて実施計画を策定していくこととしています。従来の基本構想、基本計画を合わせた形のようなものが、基本構想の中に入ってくるだろうということ。それから、実施計画の方も基本計画と実施計画を合わせたようなものが、実施計画の中に入ってくるようなイメージになると思っております。現在の計画では、基本構想と基本計画が、区別し難い体を成していますが、実はそれぞれ意味はあるのですが、それぞれの意味を理解するには計画の策定に携わっている人であればともかく、広く町民に理解していただくには少し難解なイメージでもあります。基本構想については、どちらかと言うと夢物語と言ったら少し語弊がありますが、将来の目指すべき町のイメージ的な、



構想的な、目標的なものになってくると思いますので、町民の皆様に対して思いを伝えるような感じになり、実施計画については実務的な計画だとイメージをしていただければと思います。

次に、「４．計画の策定体制」ということで、

「（１）庁内推進体制」で、行政内部の体制を示しています。

次期総合計画の策定にあたっては、参考資料２として「設置要綱」を配付させていただいておりますので後ほどご覧いただければと思いますが、庁内に「策定委員会」、その下に「ワーキング部会」を設置し、基本構想の素案について策定作業を進めております。また、策定された基本構想の素案は、本審議会に諮問されまして、審議をしていただくこととなります。

①の策定委員会から④の事務局体制までは、行政内部の推進体制を示していますが、本策定方針に基づいて、昨年１１月より随時策定に関係する作業を進めております。

なお、先ほどご紹介しました大久保さんも、③の「事務局体制」の中の選任スタッフの配置の一つとなります。

次に、「（２）町民参加」ですけれども

基本構想の策定にあたっては、町民の皆様の参画が必要不可欠となってきますので、参加機会の充実及び意見把握に努めるとともに、計画策定の進捗状況を町のホームページなどで公表するか、新聞、広報などの媒体で随時お知らせしていく等、出来る限り情報発信、公開に努めてまいりたいと考えています。

①の「町民アンケート」ですが、これは皆様既にご存じかと思いますが、本年の１月１５日から２月２日の期間で、町内の１８歳以上の全町民、施設入居者等の一部の方は除いていますが、配布総数１，７８２、回収数８８５、回収率４９．６６％という結果で実施をしております。

既に、集計、分析作業を終了し、分析結果については、基本構想の素案に反映させていくこととしております。参考資料３として「アンケート調査実施結果」を配付させていただいております。本日は時間の都合もありますので、内容についての説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただき、次回以降の審議の参考ということでお願いいたします。

②の「町民懇談会等」についてですが、「民意の把握のためのヒアリング」として、ワーキング部会と事務局、大久保さんが中心となって、様々な団体に属している方、代表の方、或いは個人的な活動をしている方などジャンルを問わず、現在話を聞くための訪問等を行っております。

自治会単位での町民懇談会なども想定しておりますが、これについては、日程調整などの都合もあり、実施を含めて未定であります。

③の「次期総合計画審議会（仮称）」ですが、本審議会のことを示しております。策定方針を定めた時点では名称が決まっていなかったので「仮称」としておりました。後ほど説明いたします。「利尻町総合計画審議会条例」につきましても、策定方針のこの部分に基づいておまして、今後「基本構想の素案」について審議していただき、「基本構想の原案」として答申を受けたいと考えております。

④の「パブリックコメント」ですが、答申を受けた「基本構想の原案」につきましても、町のホームページなどで公開し、改めて町民の皆様から意見を募り、町の考え方を公表したいと考えております。

次に、「（３）議会」になりますけれども、パブリックコメント終了後ですが、基本構想の原案は、議案として議会に提出し、議会の審議及び議決を経て決定します。地方自治法の改正に伴い、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務付けは廃止されておりますけれども、基本構想を議決案件とするため「基本構想の議会の議決に関する条例」（仮称）を制定すると記載しています。これに基づき、本年３月の議会において「利尻町議会の議決に付すべき事件を定める条例」を制定し、本条例第２条第１項及び第２項において「議会の議決に付すべき事件」として「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること」を規定いたしました。

次に、「5. 策定スケジュール」ですが、次期総合計画については、平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）までの2か年で策定作業を進めるとしています。

平成29年度中に庁内体制を整備し、策定委員会及びワーキング部会による素案作成作業を開始し、併せて、関係条例等を制定し、審議会への諮問、議会への議案提出に備えるとしていますが、これらについてはほぼ予定通り進んでおります。

平成30年度上期中に町民アンケートや町民懇談会などで町民の意見集約を行うとともに、策定委員会やワーキング部会による素案策定作業を行うとしておりますので、アンケート調査については既に終了しており、現在は町民の意見聴取、集約の作業を実施しております。今後は、実施計画についても検討を開始していくこととなります。

平成30年度上期中には審議会委員を選任して、審議会を設置し、素案策定作業が終了した後、審議会への諮問を行うとしておりますので、本審議会を本日設置し、今後第2回会議において諮問を行う予定でおります。

11月中頃までには審議会での審議を経て答申を受け、基本構想の原案を完成させると記載しておりますけれども、パブリックコメントや議会の日程を考慮すると、出来れば10月中に答申を受けたいと考えております。

パブリックコメント、議会の議決を経て基本構想が策定されたことを受けて、並行して作業を進めております実施計画の策定を本格化させ、ワーキング部会で策定した実施計画案を策定員会で審議し、結果を町長に報告した上で、前期4年間の実施計画の策定を、来年2月中を目途に完了したいと考えております。なお、策定が完了した実施計画については、3月議会で報告、ホームページ等で公表したいと考えています。

実施計画については、計画期間を10年間とし、前期4年、中期3年、後期3年の3期と考えますが、社会情勢などの変化や町民の要望に柔軟に対応するため、期間内においても必要に応じて見直しを行っていくことも想定しています。

以上、少し長くなりましたが、資料1「次期利尻町総合計画の策定方針」を説明させていただきました。ご不明な点、疑問な点などございましたらご質問等を受けたいと思っておりますが、冒頭でも申し上げましたが、本日は第1回目の会議ということで、委員となられました皆様が今後の審議に臨むにあたって、策定に至る経緯なども含めて参考とさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**酒井会長：**ただいま事務局から、「次期利尻町総合計画の策定方針について」説明がありましたが、質問等あればお受けいたします。

**保野町長：**今、担当課長が説明しましたが、1回目なので、今、長々と説明を聞いてもらいましたがけれど、これを具体的に認めてもらってこの場で議論しても拙速な話になりますので、今日は話を聞いていただいて、これからの計画を次回以降にお示しをして、さらに審議会として意見をいただくことになると思っておりますので、役場が考えている流れを一度、受け止めていただければ。今日、宮道課長が話した中で、聞いておきたいなということを聞いてかまいませんのでどうぞ聞いていただきたいと思っておりますが、具体的な話が今日、委員として質問くださいということではないと思っておりますのでそんなふうにご理解いただければありがたいなと思っております。

**酒井会長：**何か質問等ございませんか？なんたって今、これもらったばかりなので。

**中村委員：**一ついいですか？パブリックコメントというのは日本語で訳したらどういうことなんだろう？

**宮道まちづくり政策課長（事務局）：**ちょっと度忘れしたところもあるので申し訳ないんですけど、意見公募手続きだったと思っておりますけれども。基本的には答申を受けて原案として出された素案をホームページ等で公開しまして、それに対して町民の方々、住民の方々から意見をいただいて、それ

に対して町側として意見を返していくというような手続きになりますので、公にした質問コーナーみたいになってくると思います。よろしいですか？

**中村委員：**横文字弱いものだから。

**酒井会長：**あと何かございますか？

**田村委員：**質問ではないんですけれども、非常に鍵のついた言葉が多くて、全体的になかなかわかりにくいというのが正直にあります。と同時に利尻町総合計画がやがて出来た時のことを考えて今回の総合計画にはこんな特色があるんだというようなものを逆の部分から考えて行くということもあるだろう。例えば、うちのまちの特色ですから、計画だから、まちの状況だとか、それからアンケートだけになりますけど、時代の流れの潮流をどうおさえるかということと、それからこういうふうなこと、どうしてもまちのよくないこととか不測な部分がどうしても出てくるんだけど、一番大事なことはまちの優位性というか、独自性というか、きちっと出したほうがいいでないか？そこで初めて将来にわたって住み続けたいわが町とか、あるいは誘いたい利尻というものを、だから町民と一緒に作っていくんだと、そういう考え方に立って、作成していくと。そういうふう考えた時に、この中の基本構想の中にそれに値する言葉が結構出てくるんですね。あるいは、どういうビジョンを持つかってことです。そのビジョンとビジョンに対する実現に向けた戦略（ストラテジー）をどういうふうにつか？戦術じゃなくて、細かい部分は計画の中でやって全体的な戦略をどうもつかってという部分。それからまちの目指すべき将来像、目指すべき姿のことを言ってるんですね。次の実現に必要なまちづくりの方向ってまさにその通りじゃないですか？その下に、町民のみなさんと共有って、本当に町民と一緒に考えて、統合していく計画にしようやって、これらをもう少し整理してもらって。それとできることならアンケートそのものをもっと絞り込んでいくとか、例えば今、話したまちの状況とか、まちの独自性、良いところとか、そういうところをアンケートの中から、今のところ一つの仮説ですから、そうしていくことによって、10年間の中の3年間はここまで、とかになったら当然そこに戦術として文章上、これはまだできてないってことは数値でなくて、そこでもって検証ができるみたいな、そういうわかりやすい。わかりやすいことをどう作るかってことは、みんなで肌身で感じる計画になるんでないかという印象で申し訳ないんですけど、そこにどういうふうに楔を入れていくかなと思っていましたよ。

**宮道まちづくり政策課長（事務局）：**今、田村委員さんからご指摘のあった点、改めてご説明させていただきたいと思います。今回、お示しいたしました策定方針については、ある意味行政の内部的なものになります。先ほど申しましたけれども、今年の11月に町長の決裁で決定しておりますこの策定方針に基づいて策定の作業経過を示しています。現計画の問題点とか内部のほうで考えた部分ですので、それらを踏まえてのあくまでも方針ということで、総合計画全体の策定の方針を示しておりますので、さっき言われた括弧書きが多いということも、そういう点でちょっといたしかたのない点なのでご了承いただきたいと思います。田村委員さんから指摘されました点につきましては、基本構想の策定の部分で我々も十分意識しているところでございます。そのため町民の方にわかりやすい、皆さんに知ってもらいたい総合計画にしたいということで、先ほど申しましたように、今まで3本立てで計画をしていたものを簡素化し、特に基本構想につきましては先ほど、戦術と戦略の関係を申されましたけれども、どちらかという戦略的、構想的、イメージ的なものが総合計画の基本構想ということで、今後策定していくこととなります。どちらかという町民の皆様を示した時に、誰が見ても出来るだけわかりやすく、将来のまちが目指すべき点を理解していただきたい、これを伝えていきたいということで、策定をしようということで考えておりますので、当然文言ですとかある意味、夢を語るようなそういうような文言になってくる場合もあります。それらの文言が現状、今のアンケートですとかまちの人と話しているヒアリングの中で、策定委員会のほうで策定して、みなさまのほうに素案として出させていただきますので、その時に、例えばわかりづらい表現ですねとか、「この部分は抜けていますね」だということをこの審議会の中でご意見賜りますことを期待しております。今ご指摘いただいた点については、今後の基本構想の

策定については、十分に考慮しながら、素案を提出する時には、ぜひ今のご質問、ご意見に答えられるような形で提出をしたいと考えています。よろしいでしょうか？

**保野町長：**具体的な担当の話から宮道課長が言った通り、今、田村委員さんが指摘されたところは、まさにご指摘のとおりだと思っるのは、北の小さな島のまちの振興計画だから、後ろ向きの計画になりがちなところは、今までがそうだったとはいませんが、より前向きな計画にしていきたいと皆さんもそうだと思いますが、いろんな地域に行かれる時に、自分のまちがそれほどまでにこのまちが優位性があるんじゃないか、全てが島だから劣っているという見方はしなくていいんだというふうに思っています。それで田村委員さんから言ってくれていただいたように、自分のまちの自分の島の独自性だとかこれからの可能性だとか、住み続けていく島を作っていくために、後ろばかり見ない。夢があることも俺たちのまちにもあるんだ、俺たちの島にもあるんだという素案を、今回は策定の仕方を変えたと言道課長から説明していますが、ぜひ今後も次回以降、素案をきちっと具体的にみてもらうまでに町民も含めてご意見をいただく機会をこれから何回も作っていききたいというふうに思いますので、役所の作った最初の立ち上げの書いてるものなので、多少、ご指摘の通り、かたい部分もあるかもわかりませんが、最初の取っ掛りとしては、ここから始まらざるを得なかったということもね、ご理解を頂きたいと思いますので今日のご指摘はご指摘としていただきましたので。どうぞよろしくおねがいします。

**田村委員：**現在の計画を見ないでこんなことを言うのは本当は申し訳ないんだけど、動いている、機能している計画の中に形体も含めて見ないでこういうことを言うのは、すごくこういう言い方になって申し訳ないんだけど、3頁の基本構想に書かれた①②はまさにその通りだと思って、どの計画と比べても本当にど真ん中の正しいこと、その通りだと思うんです。そこに書かれていることを支えるものになるものを、俺たち自分のまちをどう見ているんだい、そういう見方に立って基本構想の①②はやってきませんかって、投げたばっかでわかりやすいかなっていうぐらいの手順ですね。それをやってアンケートいかす、もっと絞り込んで解釈、集約していくのかなと。そうしないとこれから、ちょっと変な話なんだけど、一つ観光をとった時に、観光と言う一つの部門の分で考えた時にいろんなこうしたほうがよいという時に、機能としては出てきますよ。でもそういう機能というのは、その前に観光をどうとらえるかっていう真実があって、石炭なんか燃やすストーブの煙突がありますけれども、あの煙突のものは円柱があって、円柱の性質を使って煙突と言う機能になってるわけです。それと同じく観光の分も、考えられないか、考えるものがあるんでないかなと思うんですよ、計画にあたって。具体的には、まちの優位性があった部分を簡潔に言えば、観光の大きく3つくらいの情景の中にうちのまちの、例えば学術性、とかって言った場合にじゃあ何を言おうとしているのか？例えば、博物館があるとかいろいろとあると思いますけれども、実際の博物館の部分では優位性のあるものは限られているみたいですね。だからそういう意味でもっと、根っここの部分をもっとマスコミのほうなんか、条件的にはいっぱい出てくるような気がする。

**保野町長：**ご指摘の部分は今後、一つの分野、一つのジャンルについて方向性を計画に載せる時には具体的な事業だとか現場のひとがたの意見をもらったものも吟味しながら、調整しながら挙げることになると思いますが、その上に太い柱が何本か観光の振興のために柱になるものがこれから出来ないとならない。当然、具体的な話、事業の年度に配置する時の前には基本的なそのジャンルに利尻町の背骨になるべき項目と言うのはなければ、抛り所が無いんだと思います。だからそのところはこれから今、田村委員さんが指摘されたように、そのためのアンケートを数カ月かけて集めましたので、そのところはまだ宮道課長言いましたように、ここでアンケートの内容を説明するのは、割愛しますということで持ちかえって次回以降の参考にさせていただきますということもお願いしましたので、そのアンケートが、どういうところが将来の利尻町がこうあるんだとか、この分野がこうあるべきだとかまあ今、精査、分析中ですから、そのところを把握した上で、今度、素案の中で示す時に、田村委員言われた柱になる10年先の利尻町を目指す時のそれぞれのジャンルの柱になるものは、表現も含めてきちっと立ちあげないといけないんでないかなと私たちも思っています。議論いただいて、今のお話もきちっと踏まえてむかえたいと思いますので、今日は基本的

な項目は固いですがけれども、こういう部分にシフトしながら計画作成に向かいたいという話を冒頭にさせていただいていますので、流れだけご理解をいただいとしますのでよろしくお願いします。

**酒井会長**：田村委員から貴重な意見をありがとうございました。

**保野町長**：ありがとうございました。

**酒井会長**：次に中川原委員。

**中川原副会長**：今の点というのは重要だと思うんですけど、策定委員会の中で、アンケートをとって何を感じて、策定する上でもね。柱立てのキーワードというか、それをどこにとらえたのか？説明してもらえれば大変わかりやすいのではないかな。どういう思いで、この策定方針と言うのを決めたのか？アンケートの中から、策定委員会が読み取れたものを教えていただければ大変参考になる。

**宮道まちづくり政策課長（事務局）**：今、中川原委員さんからご質問の件ですがけれども、策定方針の時点では、アンケートの中身、分析等につきましては、行っておりません。あくまでも仮定の部分です。アンケートを見ていただくと部門ごとに入っているところが。例えば、3枚目の10頁というところになりまけれども、この利尻町に住み続けたいか尋ねた。ずっと住み続けたい。これが分析結果と感じられる点。こういうところが各項目で入っています。こちらのアンケートを踏まえてどのような形で素案を策定したかという説明については、第二回の審議会で諮問をした時に併せて説明していきます。アンケートの分析結果、今行っております個別の町民の方々の意見、掌握、そのへんの分析結果、意見をこの素案の中でどう反映してきたかということについても第二回審議会で諮問後に、素案を示した後、私どもがご説明をしたいと考えていますので、今回につきましては一つ一つ項目ごととか分析結果は示してませんので、その点についてはご指摘の点も踏まえてご説明、それから意見を審議会のほうからもらえるような形で第二回審議会については望みたいと思っておりますので、そういう説明でよろしかったでしょうか？

**中川原副会長**：柱立てする上で、重要なキーワードってあるはずなんですよね。だからどういう思いでそれを作ったのかって思いを伝える、伝え方ってあるはずなんだ。このへん、表現していただければ、だいたい助かったなということと、もう一つなんですけど、10年先のことですから、人口推計で年代別の人口推計をちゃんと、きちっと捉えてるかどうかことがすごい重要だと思うんですね。その上にたって戦略をどう具体化していくのかということ盛り込んでいかないと、夢物語も良いんですけれども、本当に現実的に指針となるような夢を追いかけるような内容であってほしいと思うが故に、ちゃんとした10年先の現実をきちっと踏まえる必要があるということで、そのへんっていうのは、推定は行っているんですか？シュミレーションで出ているんですか？

**宮道まちづくり政策課長（事務局）**：今のご指摘の点につきまして、先ほど申しましたけれど、今のアンケート結果ですとか、そういう点については素案を示した時に、どういう意味で柱立てをしたかとか、こういう思いの中で、素案の文言が出てきたのか、だとかというところも併せてご説明、お示しをしていきたいと考えております。人口推計の関係ですがけれども、基本的に人口推計につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に、人口ビジョンという形で推計をいたしております。それを基本的には元にしていくという考えはあります。昨今出ましたさらなる人口推計の結果がありますが、人口ビジョンについては30年、40年先を見越してのビジョンを策定しているんですけれども、さらにその人口ビジョンを策定した以降、近々の話でしたけど、みなさんも新聞等を見ていただいてちょっと衝撃的な数字もあったんですけど、その辺の数字も踏まえた上で、人口推計の資料として、活用はしていきたいと考えております。基本的には、まちひとしごとの時、3年前になりますけれども、策定している人口ビジョンについては、これは長期の人口

ビジョンでございますので、それに基づいて、人口推計等の目標数値、人口の目標値もそうなんですけど、これに基づいて今回の総合計画との整合性を図っていこうというふうに考えています。当然、資料的には、まち・ひと・しごとの委員になられている方もいらしたと思うんですけど、それ以外の方もいらっしゃると思いますので、その時の人口推計の資料がありますので、参考としてお渡しすることになってくるかなと思っています。以上です。

**保野町長**：あのですね、3月31日、土曜日の道新一面にこれから先の人口の減少率がワーストというワーストという表現は適当でないと思うんですけど、宗谷管内で利尻町は10番目にランクされて、65%くらい人口は減るという表現です。非常に自分としてショックな、一面に出ましたのでね。だけど、全部の町と自分たちの町を比べれると、うちの町に限らず、宗谷管内だけみても猿払を除けば、同じような減り方をしているんです。それで、道新は責められないんですけど、社会保障・人口問題研究所ってところが推計していて、宮道が申しあげましたように将来の人口ビジョンをまち・ひと・しごとの将来のプランを作る時に人口想定されているんですよ。今、2000人ちょっとですけども、それが1500人になるんだと。3月31日の人口の想定はもっと下がりましたから、利尻で。それはいろんな課長と話していて、これまでの5年ごとの国勢調査の減り具合ですとか、そういうものが住民基本台帳整理する時に、現実の住民の数を昔からの数字の入れ替えだけで減った、転入した、転出しただけでないきちっとした国勢調査をやろうという時代があった時の減り具合が極めて正しい数字にする時に、減少率が大きかったんでないか？とか。そういうようなことも話してくれて、それがそのこれから先の減少率の想定される条件にも使われているとすれば、今いろんな定住対策を政策としてやってるものが、さも反映されてないんじゃないかというような数字に置き換えられるのは、自分を含めて今、過疎化定住対策をみんなで行おうという役場の幹部も含めて、あの数字は非常に不本意な話だったんです、実は。歯止めをかけるために、40人も50人も漁師道やってくれている人たちが増えてきてる割には、表の数字が歯止めがかかってないような状態で人口が減ってきてる現実をみますと、間違いなく漁師でない人が漁師を目指してきてくれて、家族を作って、子供を産んでくれて40何人も人口を減らすことの歯止めになってもらってるのが、きちっと反映されていないという今の現実を考えますと、深刻な話なんですけど決してその歯止めをかける政策をやってないわけじゃなくて、そういうデータとして、誤解された部分は、あまり本意でない数字だと思っても、人口的なものもみんな認識しながら、何年なったら何人くらいになるんだから歯止めの政策を進めていきたいと思いますと今後の総合計画の中にきちっと入っていかないと、ただ計画作っただけの計画になってしまうことになりかねない。だからそのためには、先ほど宮道が言いましたように、人口ビジョンも何年か後には検証しないなら国への指示がある中で、昔のように夢持って何年にはこういうものを作りたいねって事を並べる計画でなくて、それをきちっと時期、時期に検証できる計画にするためにも、（実施計画を）4年3年3年にするとか。ということで今、計画を整えたいということで今、審議会にはかりたいということで、今段取りしていますので。

**中川原委員**：その点でそれはそうなんですけど。量的な問題ではなくて、実は人口を増やすために質的な問題ってあると思うんです。20代、30代の女の人がどうやって住み続けるというか、増やせるかっていう問題が、一年で育つわけじゃないですから。だからそのことを考えると、10年先、その先を考えると20代、30代の女の人をどうやって受け入れるか、増やすかっていう質的な問題というのが非常に大きいので、その辺をしっかりと考えていかないと、ただ単に人口増えて量的な問題で解決しないというか。

**保野町長**：今、中川原委員さんが指摘されている出生率、これが管内の町村、全国の町村みても出生率がいかに高くなるかということで、10年後の推計されるわけです。だから宗谷管内で人口が増えているのは猿払だけですよ。ホタテだとかいろいろ若い人が帰ってきて、言われたように質的に子供を育てやすいまちづくりをするかってことは、人口の定住化を進める上では避けて通れない目標にしないといけないので、そこのところはたぶんこれから、諮問させていただく計画（素案）の中では、人口の面も含めて、さっきお話ししたように減少していくことは避けられない時代かもわから

ないけれども、そこのところを歯止め、鈍化させるための政策だとか最終的に、このへんまでは減るかもわからないなってところも、みんなでこう、こういう話をするのは不本意だけでも、減ることもある時代になってるということもきちっと正面から受け止めて、どういう実行の計画をするかということは、住みやすいまちづくりをするための計画がなければならないという意味では、総合計画に盛り込んで素案を策定して、この審議会に聞いてもらうことでご指摘をいただいて、修正が必要なものであれば、それもまた計画を正案として作って行くまでに、整理をしていく手順というものが、必要なんだろうとっておりますので。ご指摘は田村委員さんの話も中川原委員の話も非常に大事なところの話をしていただいているので。そういう意味では今日の話も、一回目ですけれども有意義な話をしていただいたなあと思います。

**田村委員：**まちの全体計画を作る時に、とかく忘れがちなのは、町民憲章の存在なんですよ。かつて、生涯学習利尻を作った時に、アンケートの中でうちの町の町民憲章があること知ってますか？みたいなことをやったら40何%しかいなかった。これにはちょっと愕然としたんですよ。そのことが一つで、ぜひ該当する部分で、直接の言葉では町長さんの掲げる公約、まさにそうなんです。とりわけ、町長さん前にして言うの変ですけども。町長さんの広報の中に出されてきているのは、町民憲章に近い文章がすごくちりばめられている。このまんまうちの歴史を見た時に特徴的に見えるんでないか。町長さんの政策を文書で掲げることはわからんわけではないけど、あえて一人歩きすると考えた時に、町民憲章の部分を何とかどこかでというのが一つと、どうもまちづくりと言った時に、町の端っこのほうに影が薄くなる部分があるんです。現実的に、過疎の中にさらに過疎ができる。できないように闘ってはいるんですけど、現実的にはゆるくない。それでこの計画の中でも地域づくりはすごく大事なことになってくると思うので、とりわけ観光の部分の情景の中で、これは孔子の言葉に「近き者説び」【近き者説び（よろこび）、遠き者来る】とあるように、うちの町はいい町だってみんなが思っていたら、かならず人の口は伝わっていくから、こんな良い町があるのかって見に行きたくなると。これが廃れない一つの条件だと。うちの町はいいよって他の人に言える部分をつくるために、まちづくりは各地域を作っていくという部分がどこかで欲しいなあ。

**保野町長：**一つだけ言わせてください。宮道課長が説明した中に、町長の政策を踏まえてって言っているんですよ。私は今、田村委員が言っていたように、まちづくりの公約を挙げていますが、ここで私の政策を語ることはないんですけど、それに沿ってというのは、今、作る時代をたまたま預かっている首長なんで、まちづくりの政策は、自分が預かった以上は、めいっばいまちづくりしないとしないという思いで出しているんですけども、それが広報見れば総花的な見方をする人もいるかもわからんけど、ここだけ集中してまちづくりすればいいというものでもない役場の町政考えた時に、きっと今の時代、私が預かっているから、そのまちづくりの政策に沿って、計画を整理して、審議会に図って議会にかける手順だということの説明をしていると思います。ただ、それがすべて拠り所になるというのではなく、政策に、評価していただけるのであれば、評価していただきながら、されない部分にも町民の声を反映させる計画にならなければだめだから、言い方を誤解されないように受けとめてもらいたい。私の思いは思いとしてありますよ。そこに集中して保野が政策挙げているから、そういった計画に全てなっていくんだという意味で説明してるわけではありませんからね。そこのところだけ、せっかくの機会なので、思いは思いとして受けとめてもらえばありがたいし、そこにこだわって何でもかんでも集中させる計画を作るんだという意味での説明したわけではない。一つご理解を頂いておきたいなと。田村委員、言っていたのであえて話をさせていただきましたのでよろしくお願ひします。

**酒井会長：**他にありませんか？まああの、4次計画でも、5次計画でも前期5年、後期5年だったんです。今回は4年、3年、3年ということで社会情勢の変化、町民の要望に応えるために、短くしたんじゃないかなと思っております。これに書いてありますように、必要に応じて見直すとなっております。次回の会議では、田村委員、中川原委員から出た意見も含めて、もっと掘り下げて議論していきたいと思っておりますし、委員のみなさんの意見を聞きたいと思っております。

それでは、あと何かありましたら？いいですか？次に、進んでよろしいでしょうか？

委員：はい

保野町長：はい、進んでください。

### (3) 利尻町総合計画審議会条例について

酒井会長：それでは、「(3) 総合計画審議会条例について」を議題といたします。本件について内容の説明を求めます。

宮道まちづくり政策課長（事務局）：それでは、「(3) 総合計画審議会条例について」ご説明いたします。資料2をご覧ください。

「利尻町総合計画審議会条例」については、委員皆様に直接関係する条例ですので、改めてご説明させていただきます。

本条例については、前段でもすこし出てまいりましたが、参考資料1としてお配りいたしております「総合計画策定条例」の第5条において「総合計画の基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ審議会に諮問する」と規定しており、この規定により諮問先として必要な審議会を、地方自治法に基づく町長の附属機関として設置するため、本条例を制定いたしました。

本条例案は、第1条から第9条までの条建てで構成しており、第1条で設置、第2条で所掌事務、第3条で組織、第4条で任期、第5条で会長及び副会長、第6条で会議、第7条で専門部会、第8条で庶務、第9条で町長への委任について規定をしております。

第1条において設置ということで、先ほどの策定方針の中でも触れましたが、地方自治法第138条の4第3項で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」という規定に基づき、本審議会を設置しております。また、委嘱された委員は、地方公務員法第3条第3項第2号において非常勤の公務員とされております。

第2条において所掌事務を規定しておりますが、本審議会は町長の諮問に応じて、総合計画の根幹となる基本構想の策定に関し必要な調査、審議を行っていただくこととなります。

第3条第1項において、委員の定数を20名以内と規定しておりますが、総合計画の策定に関しては、幅広い分野からの声を反映することが重要ですので、第2項において第1号から第5号まで委嘱する委員の分野を規定しております。

第4条において、委員の任期を規定しておりますが、年数とはせず、委嘱から答申までの期間としており、10月末頃を目途にしております答申の日までが、皆様をお願いしております任期となります。

第5条及び第6条について、先ほどの会長及び副会長の選任に関することや、会議の招集方法や成立、議決の方法などを規定しております。

第7条において、専門部会に関する規定を設けておりますので、必要に応じて専門部会を置くことができます。現在のところ、専門部会を設置する予定はありませんが、必要の有無については、その都度本審議会において協議いただければと思います。

第8条の庶務、第9条の委任では、事務局や必要な事項については町長に委任することを規定しております。

なお、施行は公布の日からとなっておりますので、平成30年3月9日が公布及び施行日となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

酒井会長：ただいま事務局から、「利尻町総合計画審議会条例について」説明がありました。質問等あればお受けいたしますので、各委員のみなさん、ご質問ありませんか？



委員：ありません。

酒井会長：それでは、無ければ、次に進んでよろしいですか？

委員：はい

#### (4) 今後のスケジュールについて

酒井会長：「(4) 今後のスケジュールについて」を議題といたします。本件について内容の説明を求めます。

宮道まちづくり政策課長（事務局）：それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。

資料3-1につきましては、次期総合計画の策定スケジュールということで、現在まで行ってきました、策定体制全般に亘るスケジュール、結果を主に記載してございます。

昨年の11月3日の理事者打合せをかわきりに、本日の会議までが現在策定作業として実施してきた主なものになります。詳細についての説明は省略させていただきますが、後ほどご質問等あればお受けいたしたいと思っております。

次に、資料3-2をご覧ください。資料3-2につきましては、皆様に就任をご依頼した際、配付させていただいたものと同様のものになります。審議会の今後の予定ということになりますので、委員の皆様にはご承知おき願いたいと思っております。

5月18日、本日の会議が第1回の会議となりますが、今後8月下旬頃に第2回会議を開催し、その際に「諮問」を行い、「基本構想の素案」について審議をお願いしたいと考えております。

なお、第2回会議で諮問を予定していますが、「基本構想の素案」が完成し次第、委員の皆様には会議前に資料として配付させていただくことを想定しておりますので、事前に目を通していただき、実質的な審議の始まる2回目以降の会議の参考としていただきたいと思いますと思っております。

審議会の会議については、全5回を予定しておりますが、第5回、最終の審議会を10月中旬から下旬にかけて開催していただき、答申を受けたいと考えております。

答申後予定をしております、パブリックコメントや議会の日程を考えると、8月下旬から10月にかけておおよそ2カ月間で4回の会議という集中したペースになりますので、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ですがよろしくお願いたします。会議開催の時間帯については、出来るだけ皆様の出席しやすい時間帯と思い、本日と同様の時間帯を考えておりますが、日程等の都合上昼間の開催になる場合は、皆様の状況についてご相談させていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

酒井会長：ただいま事務局から、「利尻町総合計画審議会条例について」説明がありましたが、何かご質問等ありませんか？

委員：ありません。

酒井会長：それでは、無ければ、次に行きます。

委員：はい

#### (5) その他について

酒井会長：「(5) その他」ですが、事務局から何かありますか。

宮道まちづくり政策課長（事務局）：事務局からは、特にありません。

酒井会長：町長何か？

保野町長：この先も率直なご意見、いただけたと思いますので。

酒井会長：それでは、本日の議題については終了いたしました。  
最後に、質問なり要望なり何かございますか？

委員：ありません。

酒井会長：それでは、無ければ、本日の会議を閉じたいと思いますけれども、よろしいですか？

委員全員：はい

酒井会長：委員の皆さん、町長はじめ職員の皆さん、本日はご苦労様でした。

以上